

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び高岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第40号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年2月5日

富山県知事 新 田 八 朗

1 保安林予定森林の所在場所

富山県小矢部市岩尾滝字赤蛇49

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び小矢部市役所に備え

置いて縦覧に供する。)

富山県告示第41号

保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第189条の規定による告示
及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更した次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第189条の規定により当該通知を南砺市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和6年2月5日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富山県南砺市利賀村上百瀬字東山46、48から50まで、51の2、利賀村上百瀬百瀬川入会字奥山2の4、小二又字滝谷34、井波外四入会字上尻高1

2 所在が不分明である通知の相手方

城岸たか、大野外松、橋本憲三、岩倉栄、山田きよ、藤野昭、山田清治

3 通知の内容

1の森林について、農林水産大臣から令和5年11月6日農林水産省告示第1463号により保安林の指定施業要件を変更した通知があったので、令和3年12月27日富山県告示第509号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する。

4 森林法第189条による掲示

令和6年1月11日から南砺市役所に掲示した。

富山県告示第42号

災害救助法による救助を行う区域の指定

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震による災害に関し、富山県災害救助法施行規則（平成12年富山県規則第63号）第3条第1項の規定により、災害

救助法（昭和22年法律第118号）による救助を行う区域を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年2月5日

富山県知事 新 田 八 朗

指定区域
富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、朝日町

富山県告示第43号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により県営芹川西部地区土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年2月5日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営芹川西部地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和6年2月5日から

令和6年3月6日まで

3 縦覧の場所

小矢部市役所

教示

1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条の3第7項において準用する第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法

律第139号)第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと(1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと)を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。)、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第44号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により県営東中野新地区土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年2月5日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営東中野新地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和6年2月5日から

令和6年3月6日まで

3 縦覧の場所

立山町役場

教示

1 この土地改良事業計画(以下「計画」という。)については、土地改良法第87条の3第7項において準用する第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法(昭和37年法

和5年富山県告示第183号)第1の規定に該当しない者であること。

- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について(令和5年富山県告示183号)第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を5(2)の提出期限までに、提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 電子入札の実施

- (1) 競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出は、とやま電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

ただし、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して提出を行うことができない者は、書面による提出を行うことができる。

- (2) 電子入札システムにより提出する書類は、締切時間を指定した場合を除き、富山県の休日を定める条例(平成元年富山県条例第1号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く午前8時30分から午後8時までに送信すること。

また、持参又は郵送により提出する書類は、締切時間を指定した場合を除き、休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで(持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。)に出納局総務会計課に必着すること。

- (3) 入札手続きに係る提出場所及び問い合わせ先(この公告に関する事務を担当する室課の名称)

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

5 競争参加資格確認申請書及び入札説明書等

(1) 競争参加資格確認申請書及び入札説明書に定める書類の提出方法

電子入札システムを使用して提出すること。

なお、書面で提出しようとする者は、提出期限までに持参又は郵送により、4(3)へ提出すること。また、この場合において郵送によるときは、書留郵便等発送の記録が残る方法とし、提出期限までに必着とすること。

(2) 競争参加資格確認申請書及び入札説明書等に定める書類の提出期限

公告の日から令和6年2月20日（火）午後5時15分まで

(3) 入札説明書等の配布

令和6年2月5日（月）から令和6年2月13日（火）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付するほか、富山県入札情報サービスシステム（下記URL）の「入札公告情報」に公開する。

<https://toyama.efftis.jp/ebid01/PPI/Public/PPUBC00100>

(4) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和6年2月8日（木） 午前11時00分

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

6 入札・開札の日時

(1) 入札書の提出方法

5(1)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和6年3月6日（水）午前8時30分から令和6年3月8日（金）午後4時まで

ただし、提出締切の前日までは午前8時30分から午後8時（紙入札者の入札書の提出は午後5時15分）まで

(3) 開札日時

令和6年3月11日（月）午前10時00分より

入札は電子入札システムで実施し、入札者は開札に立ち会うことはできないこととする。

なお、再入札を実施する場合、翌営業日の同じ時間に開札を実施する。

7 入札の方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

免除とする。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該同価の入札について電子くじにより、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再入札をする。
再入札における入札書の提出期間及び開札日時は入札説明書による。
- (4) 再入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとする。再入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

11 その他

